

安保法制違憲・国家賠償請求事件 準備書面4の第3と第4からQ&Aの形で各論点を纏めました。

(作品は戦争法廃止!575&57577応募作品から)

2018年9月4日安保法制学習習会

「私が東京を変える」大津留公彦

Kimihiko_ootsuru3@yahoo.co.jp

目次

第3 「明白に違憲違法な憲法破壊の国会審議」

テーマ1 集団的自衛権の行使認容

テーマ2 砂川判決から集団的自衛権の行使が合憲であるか?

テーマ3 正当に選挙された代表者か?

テーマ4 十分な審議によつて問題点を明確にしたか?

テーマ5 主権者国民の憲法制定権を犯していないか?

テーマ6 時代が変わったのではないか?

<特別編> 「若者」なぜ立ち上がる 作家 ・ 高橋源 一郎氏

<特別編> 憲法 踏み外していないか 憲法学者 ・ 長谷部恭男氏

<特別編> 歴史 繰り返すのか 歴史家 ・ 保阪正康氏 日本 「準戦時体制」へ移行

第4 新安保法制法による重大な権利侵害

から論点を抜粋しました。

テーマ1 集団的自衛権の行使認容

A1 集団的自衛権 は、個別的自衛権とは本質的に異なるものであり、これを行使できるとすることは閣議決定でなし得る範囲を超えると断じている。また、砂川事件最高裁判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論は到底導かれぬ。こうした事実でない言葉で国民を誤って導くことは非常に遺憾であり、内閣法制局の任務の懈怠であるとさえ言っている。(大森政輔元内閣法制局長官)(以下A4まで同じ)

A2 「... 集団的自衛権の行使については、政府を含めて否定すべきものであることがその都度確認され、今日まで一貫して堅持されてきたわけでございます。... あたかも集団的自衛権の行使が憲法9条に違反する典型行為であることを前提とするような形で議論がなされてきた。本件閣議決定による集団的自衛権の行使認容は、超えることができぬ憲法則ともいえるべき基本原則からの重大な逸脱である。

A3 個別的自衛権と集団的自衛権は決して同質のものではなく、本質的な差異がある。

集団的自衛権は直接的には当該他国を防衛することを目的とするものであり、他国防衛権あるいは他衛権という用語を使った方がその本質を端的に表す、この他国防衛権の行使が間接的には自国の平和と安全の確保に寄与することがあり得るとしても、自国に対する武力攻撃を排除することを直接の目的とする個別的自衛権の行使とは本質的に異なるもの。

A4 集団的自衛権の行使は今後とも憲法9条の下で許容できる余地はないのに、本件閣議決定において憲法解釈の変更と称してこれを憲法9条の下で許容できるとして、それを前提として各種の施策を講じようとすることは、内閣が閣議決定でなし得る範疇を超えた措置である。

A5 憲法は、政府の裁量で武力行使、つまり戦争を始めることを許してはいけません。そこで、憲法の外にある国家固有の自衛権という概念によって、自国が武力攻撃を受けたときに限りの個別的自衛権だけを認めることにしてきました。これは自衛という名目の海外での武力行使そのものであり、交戦権の行使にほかなりません。憲法9条1項に違反し、交戦権を否定している2項に違反します。(伊藤真弁護士)

A5 今法案は、憲法9条の範囲内ではないというのが、私の意見です。わが国の最高裁は、憲法や 成立した法律について違憲であると判断した事例が非常に少ない。ではなぜ日本では裁判所に、憲法判断が持ち込まれないかというと、(今はなき) 内閣法制局が60年以上にわたり、非常に綿密に政府が提案する案の合憲性を審査してきたからです。今回の法制は、この伝統ある内閣法制局の合憲性のチェックがほとんどなされていないと疑っています。これは将来、司法判断にいろいろな法案が任されるような事態にもなるのではないかと。(元最高裁判所判事 浜田邦夫氏)

2016年1月9日

1187 97条の人権規定が国縛る かけがえなさを国に求めて 公彦

1188 13条の人権規定が庶民には肝とも言える 春早く来い 公彦

テーマ2 砂川判決から集団的自衛権の行使が合憲であるか？

A1 法曹の間では、最高裁砂川判決が集団的自衛権行使の合憲性の有無まで射程範囲にしているものではないということにつきましては何ら異議はございません。砂川判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論が導かれるとの主張は、こうした法学の基本的理解に係るものでございまして、到底そういうことができるものではないと、(大森政輔元内閣法制局長官)

A2 かつて法制局は内閣の良心と言われてきたということ、そして、法制局は時の政権の意見や目先の利害にとらわれた憲法解釈をしてはならない(山口元最高裁長官)

A3 全く当事者が争点にもせず、専門家によって議論もされていない点について判例としての意味を持たせてしまうと、部外者による恣意的な解釈を認めることになり、裁判所の法原理機能としての正統性を失わせ、裁判所の権威をも失墜させてしまうでしょう。それでも合憲の根拠というのであるならば、一、争点になつていなくても規範としての意味がある、又は、二、当時争点 となつていた、このいずれかを論証しなければなりません。しかし、どちらの論証も政府側からなされていません。(伊藤真弁護士)

現在の国会は一人一票が実現しておらず違憲状態にあり、新安保法制定だけの民主的正統性がないこと、だからこそもつと国民・市民の声を聞いて十分な審議をするべきであることを主張した。そして、新安保法制定のデメリット、抑止力の反作用、立法事実の有無、自衛隊員と国民のリスク、後方支援が他国の武力行使と一体化しない根拠、海外で自己保存以外の武力行使が許される根拠、他国軍の武器防衛が許される法的な根拠、自衛官が海外で民間人を殺傷した際の処理など、不明な点が山積みであり、多くの国民の疑問を残したまま出たことを指摘した。審議を尽くしてこうした国民の疑問に答えることが、国務大臣、国会議員の職務上の義務に他ならない。

新安保法制定の制定は、国民からすれば、自らを危険にさらし、自ら殺人の加害者の側になる覚悟が問われる問題であり、憲法制定権を持つ国民が憲法改正の手続で選択する機会国民から奪ってはならないと指摘している。憲法改正・決定権の侵害ということである。

2015年6月22日 60、代々の法制局長官違憲という戦争法案出来ても潰れる 公彦

テーマ3 正当に選挙された代表者か？

A1 現在の国会は、衆議院については2011年、2013年、参議院については2012年、2014年と、それぞれ二度も、毎年最高裁判所によって違憲状態と指摘された選挙によって選ばれた議員によって構成されており、議員定数を憲法の投票価値の平等の要請に合わせて正す、民主主義が機能するようにしてからこうした議論をするのが筋（伊藤真弁護士）

テーマ4 十分な審議によって問題点を明確にしたか？

A1 主権者国民の声を直接聞くことが不可欠

政府の側からはこの法案についてのメリットの説明しかない

抑止力を高めることが国民の命と幸せな暮らしを守ると言います。しかし、軍事的抑止力を高めることでより緊張が高まり、危険になる可能性もあるはずなのですが、その説明はありません。：：

立憲事実が本当にあるのか、自衛隊員と国民のリスクはどうなるのか、後方支援がなぜ他国の武力行使と一体化しないのか、海外で自己保存以外の武力行使が許される根拠はどこにあるか他国軍の武器防衛が許される法的な根拠は、自衛官が海外で民間人を誤射してしまった際の処理など、ほかにも不明な点が山積みであります。多くの国民の疑問を残したまま強引に採決を強行してはなりません。（伊藤真弁護士）

2015年6月24日 79、てんぷらと天井は一体化しないのか 安倍晋三の理屈によれば 公彦

A2 「公聴会は、これからもっと法案の審議を充実させようというためにやるのがコンセンサスだ。公聴会終了後、ただちに強行採決するなら、まさに参院の良識が問われる」「法案強行は民意を無視し、民主主義、国民主権にそむくものだ」（広渡清吾・日本学術会議前会長）

テーマ5 主権者国民の憲法制定権を犯してないか？

A1 国民自らの意思で、こうした海外での他国民の殺傷や施設の破壊をする権限を政府に与えるかどうか、これを自ら決定しなければなりません。それが憲法制定権が国民にあるということであり、主権が国民に存するということの意味であります。国民からすれば、自らを危険にさらす覚悟があるのか、自ら殺人の加害者の側になる覚悟があるのか、これを自ら決定する究極の自己決定権の行使であります。それが、憲法制定権を持つ国民が憲法改正の手続きを取り集団的自衛権を行使できる国になると選択することにほかなりません。本法案は、その国民の選択の機会をまさに国民から奪うものであり、国民主権に反し、許されません。（伊藤真弁護士）

2015年7月1日 177 十個の法律に十倍の時間は要らぬのか強行採決許すな文月 公彦

テーマ6 時代が変わったのではないか？

A1 時代が変わったのだから自衛の措置として限定的な集団的自衛権までは認められるようになったのだと解釈することは、法的安定性が根底から覆されるものであります。

最後に、東京新聞 2015年 9月 18日の特 別編の記事を紹介する。

<特別編> 「若者」なぜ立ち上がる 作家 ・ 高橋源 一郎氏

今回、「SEALDs」（自由と民主主義のため の学生緊急行動、シールズ）の若者をはじめ一般の市民が声を上げたのを見て、これは60年 安保、70年安保に続く「第三次安保闘争」だ と思いました。「おかしい」と思ったとき、普通の人が抗議に行く。脱原発デモによ

つて国会前で抗議するスタイルができて、国会前が公共の場、政治の場になった。これは3・11後にできた新たな政治習慣です。

国会に呼ばれた憲法学者が、安保関連法案を「違憲だ」と断言し、多くの人がおかしさに気付きました。そもそも政党が百も二百も公約を掲げて当選しても、公約すべて承認されたと思うのは大間違いです。

議会制民主主義で有権者は政治家に権限を委譲する。しかし「全て」を委ねたわけではありません。だから人々が「公（おおよけ）」に参加することで補充しなきゃいけない。デモをやり、集会をやり、発言する。そうやって不断に隙間を埋める必要があります。

「シールズ」の学生との対談本を出しました。いつの間にか、「政治的なことを発言するのは特殊」という社会になってしまった。それが今回、まっとうな「公」の感覚で、若者が声を上げたのはとても大切なことです。それは古代ギリシャ民主制の「すべての市民は公の責務を負う」考え方に通じています。

たとえば「シールズ」の奥田愛基（あき）君は、東日本大震災のボランティア経験が今の活動につながったと思います。共同体の一員として、困っている人がいれば助けるのも公の感覚です。教え子でもある奥田君に「個人の言葉で語った方がいい」と助言したことがあります。組織で運動すると、やがて組織の維持と拡大が目的になっていきます。第一次、第二次安保闘争は組織が中心。一方、ベ平連は普通の人が行ける場を目指しました。その考えは今重要ですよ。

ブランショは著書『明かしえぬ共同体』で、公的な共同体の理想の形は、組織ではなく、一時的な共同体だと言っています。市民が自発的に突然集まり、集会をし、目的が達成されれば解散する。突然、公的な声が可視化され、そして消える。国会前に30万人が集まり、三々五々消えていくのも同じだなと。

現政権には特定秘密保護法から憲法改正に至るストーリーがあります。だから安保関連法が成立しても終わりではありません。憲法違反の法なのだから違憲訴訟も起きるでしょう。やることはいっぱいある。「おかしい」と思ったら肅々と声を上げていく。それこそが民主主義です。

2015年6月29日

63、ポツダムは どこにあるのと 聞く総理 ひなた猫

72、軍服を 着せるためなら 子は産まぬ ひなた猫

＜特別編＞憲法 踏み外していないか 憲法学者 ・ 長谷部恭男氏

審議するほど違憲明確

安全保障関連法制について「従来の憲法解釈の基本的論理は維持されている」という政府の主張には問題点がある。

政府が根拠にしている1972年の政府見解は、個別的自衛権の行使が認められることを根拠づける考え方だが、実はその全部をカバーしていない。例えば尖閣諸島をどこかの国が占拠したとして、日本の国の存立が脅かされ、国民の生命、幸福追求の権利が根底から覆されるのか。個別的自衛権行使についてさえ相当引いている根拠を持ち出して、なぜ集団的自衛権行使を正当化できるのか。何の理屈にもなっていない。

同じく政府が根拠としている1959年の砂川事件判決は、米軍の駐留が憲法9条2項に反するか反しないかが争われた事件の判決。集団的自衛権を行使できるかどうかなんて、およそ争点になっていないので根拠になるはずがない。

「日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している」というのも、具体的説明がない。国際的なシンクタンク「経済平和研究所」による2015年の平和と安全ランキング（Global Peace Index）では、日本は4年連続で第8位。本当に環境が厳しくなっ

いるなら、限られた防衛資源を世界中にばらまいて、米軍をお手伝いするのは愚の骨頂だ。

武力行使は限定されるというが、地球の反対側　まで行って中東のホルムズ海峡で武力行使できるというのは、どう考えても限定されていない。結局、政府がよく使う言い回しだが「最後は政府が総合的に判断する」というだけだ。

他国軍支援についても、弾薬の提供や発進準備中の航空機への給油は、明らかに憲法上禁じられてきた他国との武力行使の一体化に当たる。政府も説明できていない。安保法制は審議が進むほど、憲法に違反することが明確になっていった。

政府・自民党は、安保法制を違憲とする多くの憲法学者の意見に対し「字面にこだわっている」などと言ってきた。「あの人たちの言うことを聞かないでください」と言っているだけ。反論できないということを態度で示している。

安倍政権は、内閣法制局長官の人事にまで手を突っ込み、集団的自衛権の行使はできないと何度も何度も繰り返し確認されてきた政府の憲法解釈を、時の政権が変えられることにしてしまった。これは大変な問題だ。「立憲主義」の最低限の意味は、憲法によって政治権力を縛ること。その意味を政府自体が変えられるというのは、立憲主義に対する正面からの挑戦としか言いようがない。

9条を正々堂々と変えるという話なら、こんな大騒ぎになっていないが、9条を変えてまで今回のような法律を導入する合理性も必要性もないと思う。

安倍晋三首相は、徴兵制は憲法18条が禁じた「意に反する苦役」に当たるからあり得ないと言うが、だれも信用しない。あれだけ繰り返し確認されてきた9条の解釈を、時の政権の判断で変えられる先例を開いてしまったから。徴兵制が18条に反することは、それほど繰り返し確認されていない。これからどう戦っていくか。最後は政権を変えるしかないと思う。今回の安保法制を廃止する法案を提出して成立させるだけでは駄目で、集団的自衛権行使を容認した閣議決定を「間違っていた」と、元に戻してもらわないといけない。(以下略)

2015年6月20日15、自民党は墓穴を掘ってしまったか長谷部教授は憲法違反と 公彦

<特別編>歴史 繰り返すのか 歴史家 ・ 保阪正康氏 日本 「準戦時体制」へ移行

安全保障関連法制の成立が意味するのは、憲法 の非軍事主義を軸にした日本の戦後民主主義が崩れつつあり、「準戦時体制」へと移行するということだ。

戦争が起きるまでには過程がある。十段階の真ん中くらいに国交断絶があつて、最後が武力衝突だ。それは外交で回避できるというのが、戦後の日本が選んできた道だった。

安倍晋三首相は、審議を国会にお願いしている立場で、野党議員に「早く質問しろよ」とやじを飛ばした。元最高裁長官が、1959年の砂川事件判決は集団的自衛権行使の根拠にならないと言つても、聞かない。これは立法、司法の積み重ねの軽視だ。何より憲法を解釈で変えて、平然としているのが一番怖い。

答弁に立つ安倍さんが軍服を着ているように見える。1938年、日中戦争の体制強化のため、政府に人的・物的資源の統制を認めた国家総動員法案が衆院委員会で審議された。このとき答弁に立った陸軍の幕僚は、議員の抗議を「黙れ！」と一喝した。

この単純さ、明快さは安倍さんと共通している。自分の信念はあつても、歴史認識が著しく欠けているから、集団的自衛権行使を火事の例え話で説明したりできる。

僕は延べ4,000人の軍人などに取材をしてきた。特攻隊の7割は学徒兵や少年飛行兵。エリートではない庶民だった。かつての軍事主導体制は人間を序列化し、死の順番を決めた。

戦争の怖さは、今までとは違う価値観の社会空間が生まれることだ。国家総動員法のような法律が必要とされ、メディアも統制される。文

科系学部で学ぶヒューマニズムやシェークスピアなんて、役に立たない。軍に都合が良い人間が優先され、日常が崩されていく。だから歴史に学び、感性を養わないといけない。「戦争反対」と言うけれど、みんな何に反対しているの。この国に再び、かつてのような戦争の倫理観をつくらせちゃいかん、というのが僕の信念だ。今、若者のデモで「民主主義が終わったのなら、また始めればいい」と言っているという。彼らは直感的に鋭いことを言っている。僕も全面的に賛成だ。確かに、70年続いた戦後民主主義は、崩れようとしているかもしれない。でもいつかは変えなくてはいけない。米国型でも、戦後でもない、新しい日本のデモクラシーをつくれればいい。その根幹は、決して国家に隷属せず、対等な関係にあるシビリアン（市民）の姿勢だ。この国の体制にシビリアンの声をもっと生かしてほしい。戦後民主主義は強者の論理でもあった。競争社会はエネルギーを生むが、貧困などで敗者が増えると、社会不安を巻き起こす。もっと日本的な禁欲さや勤勉を受け継いだ、デモクラシーがあってもいい。今回、安倍さんは国民に改憲の危険性を教え、改憲を遅めたと思う。民主主義がどれだけ日本人に根付いたのかが試されている。いうなれば、準戦時体制に移行しようとする動きと、それを骨抜きにしようとする新しいデモクラシーをつくるせめぎあいだ。僕は後者に勝ってほしいと痛切に願っている。

第4 新安保法制による重大な権利侵害

1 はじめに

平和的生存権は、憲法上保障される具体的権利である。その詳細は準備書面(2)において主張しているとおりである。その内容として少なくとも、憲法9条に違反する国の行為、すなわち戦争の遂行、武力の行使等や、戦争の準備行為によって、個人の生命、自由が侵害され又は侵害の危険にさらされ、あるいは、現実的な戦争等による被害や恐怖にさらされることがなく生きることができる権利、および憲法9条に違反する戦争の遂行等への加担・協力を強制されるようなことなく生きることができる権利を含むものである。すなわち、戦争の被害と加害の双方の危険から免れて生存する権利といえる。

内閣、国会の憲法9条に違反する行為は、とりもなおさずこの平和的生存権を侵害する。新安保法制法の制定は、前記の事態に至るおそれを現実化させるものであり、憲法9条に違反する法律の制定行為自体が、明白な平和的生存権の侵害となる。新安保法制法の制定行為により、原告らは、戦争、テロの被害者になる危険から生じる苦痛だけでなく、これまで海外で1人も殺してこなかった自衛隊が、国家の行為として海外で武力行使を行うことで、殺人の加害者にもさせられてしまう苦痛にもさいなまれている。

2016年1月10日 1194 巨泉いう爺さんが始めて、おっさんが命令し、若者たちが死んでゆく戦争というもの 公彦
2016年5月 5日 1289 「九条はいろいろたらあかん」 鶴瓶ズバリ直球投げ込む 公彦

2 平和的生存権 ・ 人格権に対する侵害の明白性

新安保法制法は、その規定内容や政府の答弁、元内閣法制局長官の意見からして、その立法内容が平和的生存権を違法に侵害するものであることが明白である。以下、詳述する。

(1) 集団的自衛権の行使による侵害

ア 集団的自衛権の行使は国民が殺し殺される事態を生じさせる

(ア) アメリカとの関係

政府が、主として集団的自衛権を行使する相手国と想定する米国は、先制攻撃戦略を公然と掲げ、ベトナム戦争でもトンキン湾事件を仕立て上げ、イラク戦争でも結局はフセインの大量破壊兵器の存在はなかったと情報を操作し、国際法違反の先制攻撃を繰り返してきた。日本が集団的自衛権行使すれば結局、武力紛争の一方の側について、アメリカのような今まで先制攻撃（いわゆる侵略戦争）に参戦し、自衛隊員も国民も自国でないアメリカのため大義のない、殺し殺される戦争に巻き込まれ、生命・身体・精神を侵害される具体的危険性は明白である。

国会審議に安倍首相は2015年6月26日の 特別委員会で朝鮮有事を念頭に「存立危機事態」を説明している。集団的自衛権行使の可能性の最も高い北朝鮮にアメリカが先制攻撃に踏み切れば朝鮮半島への出撃基地になる沖縄をはじめとした在日米軍基地、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は直ちにミサイル反撃の目標になる蓋然性が十分ある。沖縄県名護市長の稲嶺進氏は「法案が成立すれば、我が国が戦争に巻き込まれるリスクが高まり、米軍基地が集中する沖縄が標的にされる可能性は大だ」と指摘し、70年前に捨て石にされた歴史から、「軍隊のいるところが戦場になる。沖縄は再び戦場になる」と懸念を示して法案の撤回を求めた。また同様に各地の基地周辺地域、経済都市、原発周辺地域も含め国民も生命の危険を生じる。

集団的自衛権行使の可能性の高いもう一つの国として、中国がある。尖閣諸島の接続地域に 軍事艦船（フリゲート艦）が侵入し、また、南シナ海でも埋め立て施設建設が進められており、安倍政権が主張する「抑止力」なるものは、実際には何も役に立っておらず、ますます軍事力でなく平和的解決が必要であることが認識されている。もし米日対中国で軍事的衝突が起きれば、在日米軍基地や、米軍に対する後方支援を行う自衛隊の基地は、直ちにミサイル反撃の目標になり、沖縄はもちろんのこと、各地の基地周辺地域、経済都市、原発周辺地域も含め、国民の生命の危険を生じさせること明白である。

ASEANと中国の間では2002年「南シナ海における関係国の共同宣言」(DOC) を採択している中で、地域内の国々が自主的に紛争の平和的解決を目指して努力している中に、日本がASEAN地域の軍事支援をしたりと、ことさらこの地域の緊張を高め、地域の平和をかく乱するようなことはますます中国の日本に対する敵対心を一層あおり、地域に混乱をもたらすだけである。

(ウ) 新安保法制法の危険性 国会審議の2015年6月22日の参考人質疑以下のとおり、この新3要件は、集団的自衛権の行為の歯止めとしては機能しえず、国家の交戦権を無条件に認めるものにほかならない。で、宮崎礼體元内閣法制局長官は「自国防衛と称して、攻撃を受けてないのに、武力行使をするのは、違法とされている先制攻撃そのものだ」と述べ、また、同阪田氏は「敵となる相手国に我領土を攻撃する大義名分を与えるということ

安保法制は、日本が攻撃されず、相手側の攻撃の意思も関係なく、日本の側から他国の紛争に軍事的に介入する道を開くものである。それは相手国から反撃されても構わない立場に自ずから置くことを意味する。

以上のように、本件安保法制は、日本の先制攻撃を事実上許すものである。そして、かかる内容の法制は、国民に対して反撃されることも含め戦争参加の現実的な恐怖感を与え、また、自衛隊員に対して殺し殺される具体的危険を負わせるものである。

2015年6月27日 40 国民より 米の顔見て 法改正 逸之助

イ 新3要件は歯止めにならない

(ア) 本件法制は、集団的自衛権行使の要件として、わが国が自主的客観的に判断できない。

宮崎礼體元内閣法制局長官は「集团的自衛権の場合、『他国に対する武力攻撃』が発生しているのか否か、その重大性の程度等を、果たして我が国が自主的に判断できるのであるか。

情報 は挙げて要請国からの情報に頼らざるをえないしことは緊急を要する、結局要請国の言いなりにならざるをえないであらう。」

相手からの武力攻撃があったと言えるか否かさえ曖昧でも行使されるように基準も不明確であり、しかも実際にはベトナム戦争だけでなく集团的自衛権すべてが米ソと同盟国によって行使されたことが示すように、いつでも濫用される危険性を持っている。2001年以降アメリカは同時テロ以降現実に攻撃が発生してなくても、国益のため将来の危険に備えて武力行使する先制攻撃もありうる戦略を公式に打ち出していることから考えなければならぬ。

(イ) 次に、明白な危険の判断につき政府の大幅な裁量が認められている。

中谷防衛相は、「存立危機事態に認定されるような場合が、同時に我が国に対する武力攻撃が予測又は切迫しているとは認められないこともあり得る」と述べ、武力攻撃が予測されない場合でも存立危機事態と判断することがあると明言している(8月26日、参院平安特委)。

(ウ) 必要最小限の実力行使にとどめることは、現実には不可能である。

すなわち、安倍政権は「日米防衛協力のための 指針」(新ガイドライン)などで、アメリカに対して、安保法制が成立する前の昨年8月にこの安保法制案を成立させると約束してきた。そのアメリカとの「日米共同作戦計画」に基づき、集团的自衛権行使として、米軍と一体となって自衛隊が武力行使する中で、米国に対する攻撃を排除するのだから米軍が必要する限り作戦は継続されることになり歯止めはない。米軍の護衛作戦や兵站活動、戦闘捜索、救難活動を実施しているさなかに、自衛隊が「必要最小限だから」といつて止められることは現実的に不可能で「必要最小限度」の判断も米軍で結局は最後まで米国の戦争に付き合うことになる。これは前記の国会審議でも明らかとなっている。

米国のイージス艦への攻撃を排除するだけで、米国への攻撃が終結するわけではない。米国を攻撃してくる敵国のミサイル発射地点などを攻撃したり、それに対する反撃などによって戦闘がさらに拡大する可能性も当然ある。そのような状況で、誰が、どの様にして、日本の「存立危機事態」の終結をするのか。

しかも、米国と共同の戦争をしているなかで、日本の危機事態は「終結」したから、あとは米国だけで戦争を続けてくれなどという言い訳が通用するはずがない。

阪田元内閣法制局長官は、国会の参考人質疑 で、「交戦権がない結果として、従来、我が国は、外国が攻めてきたときも、必要最小限度の実力行使しかできないんだ。それは何のための必要最小限度であったかという点、その外国の侵略行為を排除するために必要最小限度なので、敵が撃ち方をやめているのに、ずっと追っかけていつて外国の領土、領海に入る、そして敵をせん滅するというようなことは許されないと述べてきた」今回、もし集团的自衛権を、限定的であるとしても行使するとした場合に、そもそもそれは外国に行つて戦うことを意味するわけですから、この交戦権との関係で、必要最小限度というのは一体何なんだろう(2015年6月22日、衆院平安特委)と指摘している。

個別的自衛権の場合は、我が国への攻撃を排除するのが必要最小限度で、追いかけて外国の領土まで行かないということであったが、集团的自衛権の場合は外国で戦うことになるので、必要最小限度にはならないというもつともな指摘である。

(2) 「戦闘地域」での後方支援による侵害

ア 従来の周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法は、米軍支援について、「武器・弾薬の提供」「戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油・整備」を除外していたが、今回の重要影響事態法 と国際平和支援法では「武器の提供」以外をすべて可能とし、非戦闘地域をはずし、地理的限定もなくしたのが今回の安保法制である。

後方支援と呼んでいる活動は、武器・弾薬・兵員などの輸送、壊れた戦車の修理、傷病兵の医療、通信情報での支援などである。これらの活動は、「国際的には「兵站」(ロジステックス)と呼ばれる活動で、軍事行使と一体化のものであること、軍事的な常識であるにもかかわらず、日本政府はこの奇妙な概念を使って憲法判断をしてきた。

イ 提供できる弾薬についても、ロケット弾も戦車砲弾もりゅう弾、砲弾も無反動砲も運ぶだけでなく外国軍に提供もできる。特別委の審議で防衛大臣の中谷氏は「クラスター爆弾、劣化ウラン弾なども輸送でき核兵器の運搬も法文上排除していない」と述べている。

戦闘作戦行動に発進準備中の航空機への給油は「武力行使の一体化の問題として1999年の 周辺事態法審議の際、大森政輔内閣法制局長官は慎重さを予算委員会述べ、雑誌『ジュリスト』 2015年7月号48頁にも「一番典型的な武力行使の一体化」と発言しているように、まさしく給油は「戦闘行為と密接不可分」で武力行使と一体化の戦闘行為である。

イラク派遣による例から見ても非戦闘地域から今回の法では戦闘地域に広がった 後方支援は、自衛隊員が殺し殺される危険が一層増大されており、反撃として外地にいるNGO 活動の人々、海外勤務者旅行者など反撃を受ける可能性が増大し、この後方支援も、武力と一体化した、9条違反の明白な違憲の行為で、国民の平和的生存権、生命身体精神の人格権に重大な権利侵害を与える危険性は重大である。

(3) 国連平和維持活動 (PKO) による侵害

ア 新安保法制には国際平和維持活動以外の治安維持活動に参加し、「駆け付け警護」なども可能にするためのPKO(国連平和維持活動)協力法改定も含まれている。その中に日米共同作戦計画について「共同計画の策定を行う」と変更し、2015年11月、日米一体で軍事作戦を計画、

イ 2017年2月7日、防衛省は、南スーダン PKO派遣部隊が活動を記録した「南スーダン派遣施設隊日々報告」という「日報」の一部を公開した。これは、これまで防衛省が破棄していたとしていたものである。2016年7月11日と12日の両日分だが、このころは、連日、首都ジュバで大規模な戦闘が行われていた。

2015年7月1日 94、勝つ勝つと言って負けたね二次大戦 Rollienne

3 国会審議と新聞記事

(1) 国会審議の不十分さ

新安保法制法の制定により、自衛隊員や多くの 国民・市民の様々な犠牲が生じる危険性が高まったといえるが、この点について、国会において十分な議論がなされたとはとてもいえない。

(2) 国会審議

安倍首相は民主党の岡田克也代表との党首討論 において、戦後の日本を守ってきた抑止力は日米同盟と自衛隊の存在だと主張し、存立危

機事態になって米艦を守ることができれば、「より日米同盟は、きずなは強くなり、効率的に抑止力を発揮できることになるのは自明の理」だと集団的自衛権の必要性を強調した。

民主党の岡田氏が、他国軍の支援を拡大する法案では、自衛隊員の危険が高まることを認めるよう求めたが、首相は「(自衛隊の活動範囲の概念を)合理的に整理し直したということであって、リスクとはかかわりがないことであることは明確に申し上げておきたい」とこれを否定した。新安保法制法案の閣議決定時に「アメリカの戦争に巻き込まれることは絶対ありません」と発言したことの根拠を問われると「我が国の存立が脅かされない限り、我々は武力の行使はしないし、後方支援活動におきましても、戦闘現場になれば直ちにこれは撤収していくわけでありますから、この巻き込まれ論というのにはあり得ない」と応えている(2015年5月20日衆議院国家基本政策委員会合同審査会)。首相の断定的な発言に具体的な裏付けはなく、岡田氏は討論後、記者団に『絶対ない』と言ってしまおうと、まともな議論にならない」と問題視している(東京新聞2015年5月21日)。

2015年11月21日 1112 安保法 国賠訴訟を 開始するという 国民だれでも 原告になれるそう あき

4 結語

以上のように、新安保法制法の制定によって国民・市民に生じる様々な危険性について、国会において十分な審議が尽くされたとは、とてもいえない。この点からも、国民の理解を得るために国務大臣、国会議員として遵守すべき行為規範ないし職務義務に明白に違反しているものである。

よって、その立法行為は、国家賠償法上、違法の評価を免れない。
2017年 1630 ハイヒール運動靴に国会へ 弘子
以上

ここに紹介した作品を含め「私が東京を変える」では9月19日(安保法制・戦争法成立3周年記念日)に以下を無料電子出版する予定です。

戦争法廃止！575&57577応募作品(第五次・六次募集)「やせ野党負けるな我らここに有り」

戦争法廃止！575&57577応募作品選集「ハイヒール運動靴に国会へ」